

動物実験委員会名簿

令和7年4月1日現在

区分	所属	職名	役割※1 (文科省指針)	役割※2 (学内規程)	任期
委員長		副学長	(1)	(1)	職指定
	生化学講座	教授	(1)	(5)	2024.4.1～2026.3.31
委員	動物実験施設	施設長	(2)	(2)	職指定
委員	動物実験施設	講師(学内) 実験動物管理者	(2)	(3)	2024.4.1～2026.3.31
委員	外科学講座 (心臓大血管外科学分野)	講師	(1)	(4)	2024.4.1～2026.3.31
委員	眼科学講座	教授	(1)	(4)	2024.4.1～2026.3.31
委員	麻酔・蘇生学講座	准教授	(1)	(4)	2024.4.1～2026.3.31
委員	解剖学講座 (機能形態学分野)	教授	(1)	(5)	2024.4.1～2026.3.31
委員	解剖学講座 (顕微解剖学分野)	准教授	(1)	(5)	2024.4.1～2026.3.31
委員	生物学	教授	(1)	(6)	2024.4.1～2026.3.31
委員	英語	准教授	(3) 専門分野: 英語学	(7)	2024.4.1～2026.3.31
委員	先進医工学研究センター	教授	(1)	(8)	2025.4.1～2026.3.31

【参考】

- ※1 ○研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針
文部科学省告示第七十一号
第3 動物実験委員会
3 動物実験委員会の構成
動物実験委員会は、研究機関等の長が次に掲げる者から任命した委員により構成することとし、その役割を十分に果たすのに適切なものとなるよう配慮すること。
(1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者
(2) 実験動物に関して優れた識見を有する者
(3) その他学識経験を有する者
- ※2 ○旭川医科大学動物実験委員会規程(2025.4.1一部改正)
第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
(1) 学長が指名する副学長
(2) 動物実験施設長
(3) 実験動物管理者 若干人
(4) 臨床医学の教授、准教授又は講師 3人
(5) 基礎医学の教授、准教授又は講師 3人
(6) 一般教育(人文・社会科学系を除く。)の教授、准教授又は講師 1人
(7) 一般教育(人文・社会科学系)の教授、准教授又は講師 1人
(8) その他委員長が必要と認めた者
2 前項第3号から第8号の委員は、学長が委嘱する。
3 第1項の委員には、動物実験等に関して優れた識見を有する者、実験動物に関して優れた識見を有する者、その他学識経験を有する者をそれぞれ1名以上含めるものとする。